

大阪府高槻市基本計画（第2期）

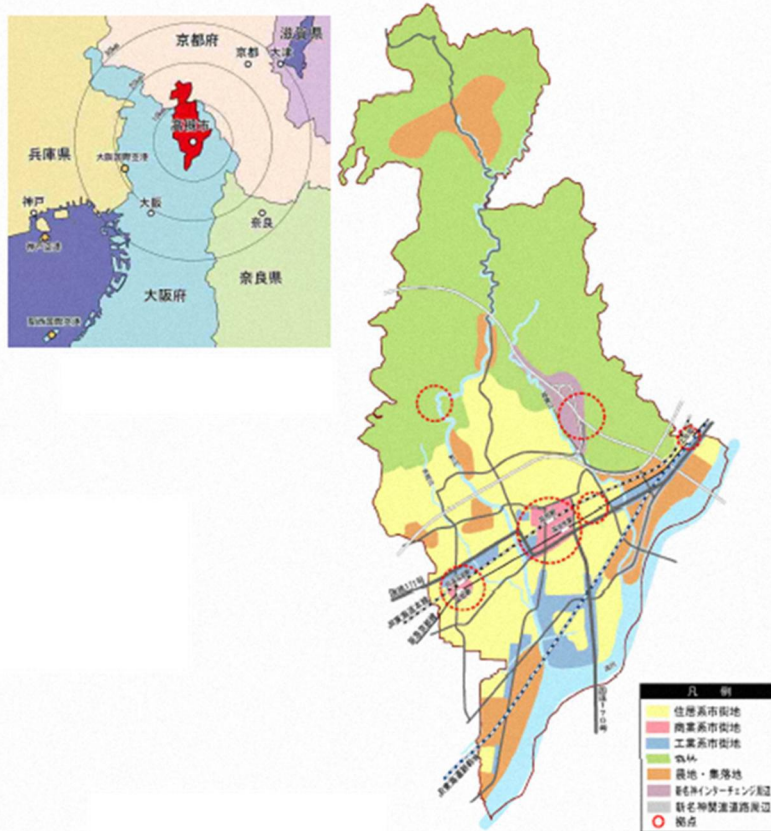
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年1月1日現在における大阪府高槻市（以下、本市という。）の行政区域とする。面積は約10,529ヘクタールである。

ただし、大阪府が大阪府自然環境保全条例に基づき指定した大阪府自然環境保全地域（本山寺自然環境保全地域）、環境省が自然環境保全基礎調査により選定した特定植物群落は除くものとする。

なお、本区域は、環境省が選定した環境保全上重要な地域（淀川水系）及び、「大阪府レッドリスト2014」で選定された生物多様性ホットスポット（淀川ワンド群）を含むほか、国内希少動植物の生育・生息域を含む可能性があるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本区域に存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
（地理的条件）

本市は大阪府の北東部にあって、大阪市と京都市のほぼ中間に位置し、周囲は亀岡市、京都市、島本町、茨木市、摂津市に隣接しており、淀川を隔てて枚方市、寝屋川市に接している。市域の面積は約 **10,529** ヘクタールで、北は北摂山地に連なる山並みと丘陵、南は山間から流れ出る芥川・檜尾川などによって形成された平野が広がり、琵琶湖から大阪湾に流れる淀川が市域の南の境となっている。

市街地を南北に二分して **JR 東海道本線**と**阪急京都線**が並走し、さらに、南部では東海道新幹線が、北部では丘陵地を名神高速道路、山間部を新名神高速道路が高槻ジャンクション・インターチェンジを介し、東西に横断している。

市域北部の大半は山間地であり、南部の淀川沿岸には農地と集落が立地している。

（インフラの整備状況）

① 公共交通機関

本市では、大阪～京都間を結ぶ **JR 東海道本線**及び**阪急京都線**が東西に横断している。このうち、**JR 高槻駅**には新快速、**阪急高槻市駅**には特急が停車することから、大阪や京都への利便性が高く、広域交通の拠点へのアクセスでは、新幹線駅（**新大阪駅**、**京都駅**）には **JR 線**が直結している。

バスネットワークについては、市営バスが鉄道駅ターミナルから市内各地域への放射状ネットワークを形成しており、市内のバス路線の大半を占めており、さらに、民間バス事業者が近隣市との地域間ネットワークを形成するとともに、高速バスが全国各地と結んでいる。

② 主な道路網

交通網については、市内に**国道 171 号**及び**170 号**といった幹線道路とともに、高槻ジャンクション・インターチェンジを備えた**新名神高速道路**、**名神高速道路**があり、広域的な交通の要衝として高い交通利便性を有している。

新名神高速道路については、**2027 年**に全線開通が予定されており、神戸～名古屋間が既存ルートから大幅に短縮され、約 **2 時間**で結ばれる。

更に、名神高速道路など周辺道路の渋滞が緩和されるとともに、大規模な災害が発生した場合、代替ルートとしての機能が確保され、物資や人員の輸送に大きく寄与することができる。

（人口分布の状況）

本市の人口は、令和 **2 年**国勢調査によると下表のとおりである。（令和 **2 年 10 月 1 日**現在）

年齢区分	人口		
	総数	男性	女性
15歳未満	43,042	21,967	21,075
15～64歳	200,510	98,166	102,344
65歳以上	102,233	43,811	58,422
年齢不詳	6,913	4,137	2,776
合計	352,698	168,081	184,617

(出典：令和2年国勢調査)

令和5年3月改訂「高槻市人口ビジョン」によると、本市は昭和18年に市制を施行し、世帯数6,796世帯、人口31,615人で誕生し、昭和40年代に人口が急増し、昭和50年には人口は33万人に達した後、平成7年頃まで人口の増加は一貫して続き、人口は一時期36万人を超えたものの、近年は横ばい状況から緩やかな減少傾向へと転じている。

(産業構造)

本市の産業は、昭和20年代後半から、電気や機械を中心とした企業の進出が始まり、国道171号沿道から幹線道路沿いに、道路輸送を中心とする食品加工や医薬品などの大規模製造業等が立地し、周辺には中小の製造業の集積が形成されている。

近年では、新名神高速道路の高槻ジャンクション・インターチェンジの供用開始と神戸ー高槻間の開通に伴い、市中部から南部地域にかけて物流施設の立地が増加傾向にある。

本市の産業は、食品・医薬品関連の大規模な工場のほか、産業用機器・設備を主力とする企業が立地している点に特色が認められる。また、周辺には業界を牽引する大企業が多数立地しているため、取引を有する中小規模の電機機械・器具、金属加工品、化学、食品等、多様な業種の事業所が立地している点も本市の工業の特徴に挙げられる。

令和3年経済センサスによると、本市の産業構造に関する指標は下表のとおりである。

産業区分	事業所数	従業者数	売上金額	付加価値額
第1次産業	19	149	19億5,200万円	6億7,500万円
第2次産業	1,221	17,741	6,053億6,300万円	996億6,400万円
第3次産業	6,389	62,801	8,224億8,800万円	2,255億2,100万円
合計	7,629	80,691	1兆4,298億200万円	3,258億6,000万円

(出典：令和3年経済センサス)

製造業を含む第2次産業については、全事業所数の16%であるが、売上金額は全体の約

42%、付加価値額は全体の約30%を占めている。

また、全体の業種別の市内事業所数、従業員数は下表のとおりである。

業種	全業種	卸売業 小売業	宿泊業 飲食 サービス業	医療 福祉	生活関連 サービス業 娯楽業	不動産業 物品賃貸業	建設 業	サービス 業	製造業
事業所数	9,224	2,036	1,090	1,252	946	848	797	541	401
割合	100%	22%	11.8%	13.6%	10.2%	9.2%	8.6%	5.9%	4.4%
従業員数	106,438	21,734	9,736	24,831	4,065	3,060	5,270	6,345	12,284
割合	100%	20.4%	9.2%	23.3%	3.8%	2.9%	5.0%	6%	11.5%

(出典：令和3年経済センサス)

全体の9,224事業所のうち製造業は401事業所(4.4%)と比較的少ない割合であるが、業種別の従業者数の面では市内全体106,438人に対して医療・福祉の24,831人(23.3%)、卸売業・小売業の21,734人(20.4%)に次いで製造業が12,284人(11.5%)を占めている。よって本市における、製造業の果たす役割は大きいと考えられる。

製造業を含む第2次産業を業種別(中分類)にみると、事業所数では金属製品製造業が約12.7%で最も多く、次いでプラスチック製品製造業の8.7%、生産用機械器具製造業の約8.5%、印刷・同関連業の7.2%、食料品製造業の6.7%となっている。

従業者数の割合では、食料品製造業が約22.8%で最も多く、電気機械器具製造業が約13.7%で続いている。

全体として本市の工業は、道路輸送に依存した内陸型の最終消費財生産部門の立地が卓越しており、医食健康関連の大規模な製造工場のほか、産業向け設備を主力とする企業も数多く立地している点に大きな特色が認められる。また、周辺にリーディング企業の立地が多いことから、関連する比較的小規模な電気機器、機械器具、金属製品、化学、食品工業等の事業所が多数立地している点も本市の工業の特色と言える。また、民間の研究施設も数多く立地しており、産学公連携の基盤が充実している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、令和3年経済センサスから、製造業のうち付加価値額及び売上高の構成比では食品製造業(27.9%、26.3%)、化学工業(24%、21.8%)、電気機械器具製造業(15.6%、12.3%)の業種が高く、事業所数では金属製品製造業、プラスチック製品製造業、生産用機械器具製造業で、全体の35%を占めている。

近年では、国道171号沿道に立地する製造業により、画像IoT・AI事業等の研究開発拠点の設置、地域との交流による共創を目指す本社オフィスの開設、最先端の機能を備えた本社・工場が一体となった本社工場ビルなど、積極的な設備投資により、製造業の集積が形成されている。

こうした多様な製造業の集積と本市の施策を組み合わせながら、生産技術力や研究開発力のさらなる高度化を目指すとともに、地域内の他の産業・企業への経済波及効果による、企業の成長・発展を通じて、雇用の創出や地域経済の活性化を図る。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	279万円	517百万円	85.3%

(算定根拠)

1件あたり平均6,889万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を6件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.25倍の波及効果を与え、促進区域で517百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	3件	6件	100%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、**6,889**万円（大阪府の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサス活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者の売上が、開始年度比で1%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で5%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が、開始年度比で4%以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①高槻市の食料品製造業、化学工業、電気機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

- ①高槻市の食料品製造業、化学工業、電気機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

令和3年経済センサスによると、本市の全産業に占める製造業の割合は、付加価値額ベースで**23.3%**と全体の**4分の1**近くを占めており、さらに製造業を業種別（中分類）ベースで見ると、食料品製造業が約**27.9%**、化学工業が約**24.0%**、電気機械器具製造業が約**15.6%**であり、上記3業種で製造業全体の約**65%**を占めており、これら3業種を中心とした製造業が本市の付加価値額において重要な構成要素となっている。

本市の産業において重要な位置を占める製造業に対して、本市では「企業立地促進条例」に基づき、製造業をはじめとする企業による事業所の新設等を奨励する「企業立地奨励金」や、製造業の企業が行う防音設備の導入費用等を補助することで近隣住民と良好な関係を維持し、企業の定着を図る「企業定着補助金」等を実施することで、製造業を支援する施策を展開している。

近年では、国道171号沿道に立地する製造業により、画像IoT・AI事業等の研究開発

拠点の設置、地域との交流による共創を目指す本社オフィスの開設、最先端の機能を備えた本社・工場が一体となった本社工場ビルなど、積極的な設備投資により、製造業の集積が形成されている。

本市の産業は、食品・医薬品関連の大規模な工場のほか、産業用機器・設備を主力とする企業が立地している点に特色が認められる。また、大企業との取引を有する中小規模の電機機械・器具、金属加工品、化学、食品等、多様な業種の事業所が立地している点も本市の工業の特徴に挙げられる。

化学工業、電気機械器具製造業、食料品製造業等を含む「成長ものづくり分野」における地域経済牽引事業の促進は、製造業のみならず流通やサービスなど本地域の多様な企業との取引関係の創出・拡大により広い産業領域での経済波及効果が見込まれるとともに、企業間での新たな取引関係を活かして、域外からの需要獲得につながるものと期待される。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かし、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行う必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

【高槻市】

①高槻市ものづくり企業交流会

本市が活動を支援する高槻市ものづくり企業交流会では、市内企業が業種別に4つのグループ(機械・金属加工、電気・電子機器、樹脂加工、食品加工)を構成し、分科会、セミナー開催等の活動を実施している。

②ビジネスコーディネーター派遣等による工業振興支援事業

市内中小企業の創造性と自立性を高め、地域経済の活性化や雇用機会の拡大を図るため、市内製造業を中心に、製造業での経験と専門知識を有するビジネスコーディネーターを派遣し、設備投資に関する支援やビジネスマッチング等を支援している。

③企業定着促進事業

工場操業環境と周辺住環境の保全のため、市内の中小企業者による騒音・振動・臭気を防止する設備の新規導入又は改修等の実施に対して補助を行う。

④企業立地促進事業

市内産業の振興並びに雇用機会の拡大などを目的に、市内に一定の事業所を新設等する事業者に対し、要件に応じて下記 5 種の企業立地奨励金を交付する。

1. 企業立地促進事業所税奨励金

対象事業所の事業所税額に相当する奨励金を交付する。(5 年度間)

※各年度の交付額上限は 1 億円

2. 企業立地促進固定資産税・都市計画税奨励金

特定固定資産※に係る固定資産税及び都市計画税の額の 1/2 に相当する奨励金を交付する。(5 年度間)

※1 品 50 万円以上の償却資産が対象。

※各年度の交付上限額は 5,000 万円

3. 企業立地促進初期投資奨励金

対象事業所が操業を開始した場合購入した敷地面積 1 m²あたり 1 万円の奨励金を交付する。※年度上限 1 億円総額上限 10 億円

4. 企業立地促進雇用奨励金

高槻市民を正社員として雇用した場合、1 人につき 10 万円の奨励金を交付する。

※上限なし。交付回数は 1 回限り。

5. 企業立地促進研究設備等投資奨励金

新たに導入した研究設備等に係る固定資産税（償却資産に限る）の 1/2 に相当する奨励金（5 年度間）を交付する。

※各年度の交付上限額は 5,000 万円

※1 品 50 万円以上の償却資産が対象。

6. 企業立地促進研究者集積奨励金

新規雇用市民研究者を雇用又は、転入研究者を当該研究所に勤務させた場合、1 人につき 20 万円の奨励金を交付する。

※上限なし。交付回数は 1 回限り。

【大阪府】

① 大阪府の企業立地の優遇制度

ア 企業立地促進補助金

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対し、補助金を交付する。

補助要件：投資額 1 億円以上 等

補助率：家屋・償却資産の 5%（府内に本店等を持つ企業は 10%）

限度額：3,000 万円

イ 産業集積促進税制

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所、倉庫等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する。

対象者 : 中小企業者

軽減額 : 対象不動産の取得に係る不動産取得税の 1/2 に相当する金額を軽減

限度額 : 産業集積促進地域ごとに 2 億円

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

本市では、「オープンデータの推進に関する運用基準」を定めており、経済の活性化等を目的に、市が保有するデータの一部をオープンデータとして公開している。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、高槻市産業振興課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 事業継承等の重要性・支援策の周知

事業継承・事業再編の重要性やそれらに対する支援等について、企業向けメールマガジン等により周知を行う。

② 地域経済牽引企業に対するヒアリング等

地域経済牽引企業に対して、定期的にヒアリング等を行い、国、府、市等の施策情報の提供や、地域経済牽引事業の進捗状況の確認及び継続的なフォローアップを実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度～ 令和 9 年度	令和 10 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①高槻市ものづくり企業 交流会	実施	→	→
②ビジネスコーディネーター 派遣等による工業振興支援事 業	実施	→	→
③企業定着促進事業	実施	→	→
④企業立地促進事業	実施	→	→
⑤ア企業立地促進補助金(大阪 府)	実施	→	→

⑤イ産業集積促進税制(大阪府)	実施予定	→		
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】				
①各種行政情報等のオープンデータ化	実施	→		
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】				
①事業者からの相談窓口	実施	→		
【その他の事業環境整備】				
①事業継承等の重要性・支援策の周知	実施	→		
②地域経済牽引企業に対するヒアリング等	実施	→		

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、高槻商工会議所、株式会社池田泉州銀行、北おおさか信用金庫、株式会社大阪彩都総合研究所、学校法人大阪医科薬科大学、学校法人関西大学等の様々な支援機関と十分に連携することにより、支援効果を最大化していくことが重要である。そのため、これらの支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 産業振興等に係る連携・協力機関

(高槻商工会議所、株式会社池田泉州銀行、北おおさか信用金庫、株式会社大阪彩都総合研究所)

本市と高槻商工会議所は、株式会社池田泉州銀行並びに、北おおさか信用金庫、株式会社大阪彩都総合研究所とそれぞれ「産業振興連携協力に関する協定」等を締結し、産業振興の分野において、相互の人的、知的資源を効果的に活用し、地域経済の発展を図る。

② 一般財団法人 大阪科学技術センター

関西における科学技術振興の中核機関として、事業の拡充、情報発信の強化、新たなイノベーションシステムの創出、人材育成支援を行っている。

また、本市と業務委託契約を締結し、技術振興事業の中小企業支援部門であるATACと連携することで、製造業を中心とした市内中小企業を対象にビジネスコーディネーター派遣（工業振興支援事業）を行っている。

③ 公益財団法人 大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点等）を提供す

るとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業により、展示会・商談会、セミナー会場等の運営に取り組んでいる。

④ 地方独立行政法人 大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

- イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。
- ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。
- エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。
- オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

- ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。
- イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。
- ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

- ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。
- イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資

格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

① P D C Aサイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、同意の日から令和10年度末日までとする。

「大阪府高槻市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。